

第3回メディア法研究会のご案内

下記により、標記研究会を開催いたします。ご多用中とは存じますが、ご出席くださいますようお願い申し上げます。今回の研究会では、最高裁大法廷のNHK受信料判決を取り上げます。また、研究会終了後、懇親会を開催する予定です。

記

1. 日 時：2018年1月21日(日) 14時～17時30分終了予定

2. 場 所：慶應義塾大学三田キャンパス

南館（法科大学院棟）2B41・42合体教室（地下2階）

*第2回と同じ会場です。

*三田キャンパスへの「アクセス」について以下のサイトをご覧ください。

同サイトに「キャンパスマップ」も掲載されています。「南館」は12番の建物です。
日曜のため東門は閉鎖されています。キャンパス南側の正門からお入りください。

<https://www.keio.ac.jp/ja/maps/mita.html>

*交通アクセス

田町駅（JR山手線／JR京浜東北線）徒歩8分

三田駅（都営地下鉄浅草線／都営地下鉄三田線）徒歩7分

赤羽橋駅（都営地下鉄大江戸線）徒歩8分

3. プログラム

14時～ 報告「受信料判決の概要」鈴木秀美（慶應義塾大学）

コメント1「憲法学の観点から」宍戸常寿（東京大学）

コメント2「民事法学の観点から」山野目章夫（早稲田大学）、

休憩

16時～ 討論

4 懇親会：18時～20時（会場未定） *会費5000円の予定

◇この件に関する問い合わせ先

メディア法研究会事務局 [medialaw.keio\[at\]gmail.com](mailto:medialaw.keio[at]gmail.com) ([at]を@に直してください)

◇研究会・懇親会の申込み

件名を「第3回メディア法研究会出欠」とし、お名前、ご所属、ご連絡先（メールアドレスまたは電話番号）を明記の上、2018年1月15日（月）までに、メディア法研究会事務局 [medialaw.keio\[at\]gmail.com](mailto:medialaw.keio[at]gmail.com) 宛てにお申し込みください（お手数ですが、事務局メールアドレスの[at]を@に直してください）。

研究会・懇親会の申込み

お名前：

ご所属：

ご連絡先：

研究会： ○/×

懇親会： ○/×
